

令和4年度第2回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月27日（金）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター2Aクラブ室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	8番	関山	節夫
2番	原	恵子	9番	水島	寿徳
3番	秋山	啓治	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士
7番	露木	聖一			

4 欠席委員 4番 中村 隆一

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

3番	秋山	啓治	5番	橘川	直泰
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議案

- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第7号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

会議の状況

【議長】

それではおはようございます。先月から始まりました活動記録簿、皆さん順調でしょうか。交付金の算定根拠にもなりますので、皆さんよろしく願いいたします。それでは令和4年度第2回の総会を開催したいと思います。1名所用により欠席の為、出席委員は11名です。

定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第2回総会の議事録署名委員につきましては、3番秋山委員、5番橘川委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いいたします。

【事務局】

一 報告事項（1）朗読 一

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、山西の川勾神社入口交差点の北西側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

一 報告事項（2）朗読 一

それでは説明いたします。

No.1になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、中里の八向遊園地の南側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅進入路敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNo.2になります。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、山西の川勾神社入口交差点の北西側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

一 報告事項（3）朗読 一

本件は、当初昭和31年5月1日から昭和32年4月30日を期間とした農地法3条に基づく賃貸借契約の解約になります。農地法3条による農地の貸し借りは、解約の手続きを行わない限り毎年自動更新されるため、当初の賃借期間以降も毎年更新されておりましたが、今回合意解約に至ったため、「農地法第18条第6項の規定による通知書」が提出さ

れました。

解約の理由についてですが、地権者が今後自作していくため、関係者間で合意に至ったとのこと。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第4号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

露木委員、お願いします。

【委員】

No.1及びNo.2について、報告いたします。

5月20日に借受予定者立ち合いのもと、一色地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の二俣に位置する農用地区域の農地で、面積は1,517㎡です。

借受定者が耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、借受予定者から聞き取った内容からも今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

す。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第4号について、補足説明いたします。

No.1及びNo.2については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した使用貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

議案第4号関係資料をご覧ください。

No.1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから

5 ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主(かりぬし)へ農地を貸し付ける案件となっており、6 ページから11 ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、公図は12 ページ、位置図は13 ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

意見がないようですので、これよりお諮りします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員でございます。

よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

— 挙手 —

続きまして、議案第5号令引き続き農業経営を行っている旨の証明について、議題いたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第5号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

原淳利委員、お願いします。

【委員】

5月17日に農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。

対象地は、二宮の前柏木の農地3筆となっております。

対象地では、露地野菜が栽培されており、農地として適正に利用されておりました。

以上です。

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、説明いたします。

本案件は、相続税の納税猶予制度によるものです。

相続税の納税猶予制度とは、農地を相続した相続人が当該農地を農地として利用している場合、相続税の猶予を受けられる制度です。

特例を受けてから20年が経過すると相続税の免除が確定することとなりますが、平成21年以降に特例を受けた方は、納税猶予に係る期限が確定するまでの間、3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、届出には、農業委員会が発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明が必要となります。

議案第5号関係資料をご覧ください。当案件の地図を添付しております。場所は、二宮町保健センターの北側になります。

申請者は平成24年に3筆の農地、面積合計1,136.76㎡について納税猶予の特例の適用を受けております。

対象地は、現地確認報告にもありましたように、露地野菜が栽培され、適正に管理されておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【議長】

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

【委員】

駐車場以外の部分に納税猶予をかけているわけですが、市街化区域なので駐車場部分は農地法4条の届出の手続きをしなければならないと思うのですが、今後このような案件があった際に事務局はどのように対応するか、意見を聴きたいと思っております。

【事務局】

ご指摘のあったとおり、納税猶予をかける段階で農地転用をしていることがわかったならば、転用が発覚した時点で農地法4条もしくは5条の届出を出していただくのが適正と考えます。

【議長】

あとはいかがでしょうか。残りの部分は露地野菜が適切に栽培されているとのことですので、注意して処理していただければと思います。

意見がないようですので、これよりお諮りいたします。議案第5号令引き続き農業経営を行っている旨の証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員でございます。

よって、本案は「原案のとおり証明する」ことといたします。

続きまして、議案第6号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第6号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。議案第6号関係資料をご覧ください。

はじめに、1ページのローマ数字Ⅰ農業委員会の状況でございます。1「農業の概要」でございますが、管内の農家数及び農地面積については、「2020年農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」及び農地基本台帳面積となっております。遊休農地面積については、昨年度の利用状況調査結果を反映したものです。また、2「農業委員会の現在の体制」については、令和2年7月20日以降の新制度の体制を示しております。

続きまして、2ページのローマ数字のⅡ「担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。1「現状および課題」については、これまでの利用権の実績となっております。2「令和3年度の目標及び実績」については、集積目標が3.69ha、集積実績が1.01haとなっております。3「目標の達成に向けた活動」、4「目標及び活動に対する評価」については、活動内容及び目標、活動に対する評価について記載しています。

続きまして、3ページのローマ数字のⅢ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」の1「現状及び課題」については、過去3年間の新規就農者数の実績となっております。また、2「令和3年度の目標及び実績」については、令和3年度の新規参入者の目標数及び実績となっております。

さらにその下の3「目標の達成に向けた活動」、4「目標及び活動に対する評価」については、活動内容及び目標、活動に対する評価について記載しています。

続いて、4ページのローマ数字のⅣ「遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。

1「現状及び課題」については、令和4年3月現在の実績となっております。2「令和3年度の目標及び実績」については、解消目標が0.3ha、解消実績は0.06haとなっております。3「2の目標の達成に向けた活動」については、令和3年度の利用状況調査および利用意向調査の状況について記載しています。4「目標及び活動に対する評価」につい

ては、目標、活動に対する評価について記載しています。

続きまして、5ページのローマ数字V「違反転用への適正な対応」でございます。

1「現状及び課題」については、管内農地における違反転用の現状、2「令和3年度実績」については、違反転用面積の実績及び増減を記載しています。3の「活動計画・実績及び評価」については、活動計画、実績及び活動に対する評価について記載しています。

続きまして、6ページのローマ数字VI「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」でございます。1「農地法第3条に基づく許可事務」については、令和3年度の処理件数は、3件でした。2「農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)」については、令和3年度は、2件でした。

続きまして、7ページの3「農地所有適格法人からの報告への対応」については、年度当初は農地所有適格法人が2法人あり、報告書の提出については、期限内に提出した法人が1件、期限後に提出した法人が0件となっております。報告書未提出の法人については、年度内に法人解散となりました。4「情報の提供等」ですが、賃借料情報の調査・提供は、ホームページで公表しております。農地の権利移動等の状況把握及び農地台帳の整備については、令和3年度の実績となっております。

最後に8ページのVII「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」でございますが、地域農業者からの意見等はありませんでした。VIIIの「事務の実施状況の公表等」については、ご覧のとおりとなっております。

本議案の議決後の対応でございますが、全国農業会議所のホームページにおいて公表し、また、県を通じて国に報告いたします。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

【委員】

2つの農業法人のうち、1つは報告済みで1つが未報告、その理由が法人の解散ということですがけれども、法人の解散については総会で報告がないものなのではないでしょうか。農業法人が解散したのに、どこの法人が解散したかを農業委員が知らないというのはどうなのかというのがあります。

【事務局】

法人の解散については、事務局への届出等もございません。ただ、毎年度6月30日を期限として、農地所有適格法人は事業報告書を提出することとなっておりますので、そこで事務局が法人のことを把握できるかと思えます。今回の解散した法人については、期限を過ぎても報告書の提出がなかったために報告書の提出を求めているさなかに法人解散ということになってしまいました。農地所有適格法人の動向について、総会の中で触れることが難しいため、総会以外の部分で委員の皆様に情報共有できればと考えております。

【議長】

ほかにご意見はいかがでしょうか。内容としてはなるべく遊休農地を減らしていくというものだと思います。

意見がないようですので、これよりお諮りいたします。議案第6号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、「原案のとおり定める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員でございます。

よって、本案は「原案のとおり証明する」ことといたします。

続きまして、議案第7号令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第7号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。

令和4年度の事業実施にあたり、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成させていただきました。

議案第7号関係資料をご覧ください。

はじめに、1ページのローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」でございます。1「農家・農地等の概要」でございますが、管内の農家数及び農地面積については、「2020年農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」及び農地基本台帳面積となっております。遊休農地面積については、昨年度の利用状況調査結果を反映したものです。また、2「農業委員会の現在の体制」については、現行の体制での内訳を示しております。

続きまして、2ページのローマ数字のⅡ「担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。1「現状および課題」については、これまでの利用権設定の実績となっております。2「令和4年度の目標及び活動計画」については、目標集積面積を1.31haと設定させていただいております。

さらに、その下、ローマ数字のⅢ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」の1「現状及び課題」については、過去3年間の新規就農者数の実績となっております。また、2「令和4年度の目標及び活動計画」については、令和4年度の目標数及び活動計画となっております。

最後に3ページ、ローマ数字のⅣ「遊休農地に関する措置」の1「現状及び課題」につ

いては、令和4年4月現在の実績となっております。さらに、2「令和4年度の目標及び活動計画」の遊休農地の解消面積目標については、別で定める必要のある「最適化活動の目標の設定」の中で、遊休農地の解消目標面積を令和3年度の緑判定農地の5分の1に設定することとしているため、同じ数値に設定しております。

また、ローマ数字のV「違反転用への適正な対応」の1「現状及び課題」については、管内農地における違反転用の現状、2「令和4年度の目標及び活動計画」については、違反転用の解消面積及び活動計画となっております。

農地利用状況調査等により発見された違反転用につきましては、個別による指導や場合によっては関係機関と協力しながら是正に向けた取り組みをしていきたいと考えております。

本日、ご審議をいただいた後、この計画を全国農業会議所のホームページ上で公表いたします。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

【委員】

一部印刷の関係で印字されていないところがありますので、修正をお願いします。

【事務局】

修正いたします。

【議長】

ほかに意見はよろしいでしょうか。資料にもあるとおり、二宮は谷戸や斜面地が多く、大規模農業に向かないという内容が書いてあります。違反転用についても、8月から10月によく見ていただくということでよろしくお願いします。

それではよろしいでしょうか。議案第7号令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、「原案のとおり定める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手でございます。

よって、本案は「原案のとおり定める」といたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時10分閉会